

処遇改善加算取得支援について

1 事業の概要と目的

処遇改善加算の取得を支援するため、希望する市内介護施設・事業所に対し、現状分析や取得に係る助言等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

2 実施内容

(1) 対象施設

以下のいずれかの介護保険サービスを提供する千葉市内の施設・事業所

1 訪問介護	2 夜間対応型訪問介護
3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 (介護予防) 訪問入浴介護
5 通所介護	6 地域密着型通所介護
7 (介護予防) 通所リハビリテーション	8 (介護予防) 特定施設入居者生活介護
9 地域密着型特定施設入居者生活介護	10 (介護予防) 認知症対応型通所介護
11 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	12 看護小規模多機能型居宅介護
13 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	14 介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設)
15 地域密着型介護老人福祉施設	16 (介護予防) 短期入所生活介護
17 介護保健施設サービス (介護老人保健施設)	18 (介護予防) 短期入所療養介護 (老健)
19 (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	20 介護医療院サービス
21 (介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	

(2) 支援内容

- 処遇改善加算取得に関する制度説明
- 処遇改善加算取得に関する現状調査及び分析
- 処遇改善加算取得に係る助言及び指導 等

(3) 派遣回数 1 施設・事業所あたり最大 2 回

(4) 費用 無料

3 申込受付開始時期

令和 8 年 6 ～ 7 月頃から (予定)

4 市ホームページ (令和 7 年度実施内容掲載中)

令和 8 年度の実施内容は、今後変更する場合がございます。詳細は、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/jinzai/syogukaizenkasanadviser.html>